

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

学 校

教科書選定委員会規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条第1項の表小学校の項及び中学校の項を次のように改める。

小 学 校	京都市地区小学校教科書選定委員会
	小学校育成学級教科書選定委員会
中 学 校	京都市地区中学校教科書選定委員会
	中学校育成学級教科書選定委員会

第3条第1項中「に掲げる教科書選定委員会」を「の委員会」に改め、「(以下「委員会の委員」という。)」を削り、「児童・生徒」を「児童又は生徒」に、「, 学識経験者」を「及び学識経験者」に、「委嘱」を「委嘱し,」に改め、同条第2項中「解嘱又は免ずる」を「解嘱し, 又は解任する」に改める。

第7条第2項及び第8条第2項中「委嘱」を「委嘱し,」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)